

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会（第9回）議事概要

1. 日時：令和5年2月10日（金）13:30～15:35

2. 場所：農林水産省7階講堂

3. 出席委員：

合瀬委員、大橋委員、上岡委員、清原委員、香坂委員、齋藤委員、茂原委員、高槻委員、寺川委員、中嶋部会長、中家委員、二村委員、三輪委員、山浦委員、柚木委員、吉高委員（井上委員、磯崎委員、堀切委員、真砂委員は欠席）

4. 議題：

食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

- ・ 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化
〔備蓄、食品安全・食品表示、知的財産〕
- ・ 食料安全保障強化政策大綱
- ・ 基本法検証部会の今後の進め方

5. 主な発言内容：

<備蓄、食品安全・食品表示、知的財産、食料安全保障強化政策大綱について>

（合瀬委員）

- ・ 備蓄は、食料安全保障の面で大変重要。海外の事例をいくつか紹介いただいたが、イギリスは国家食料備蓄を1990年代前半に廃止するなど、海外では国としての関与を減らしていることが多いように見えるが、どのような考え方でそうした対応がとられてきたのか、御教示いただきたい。
- ・ 食品表示については、海外と国内で統一されていないところをCodexに倣って見直すとのことだが、加工食品の原料原産地表示など、海外であまり取り入れられていない制度も含めて見直していく考えなのか。

（香坂委員）

- ・ 知的財産について、ボトムアップで関係者の意識を高めていく点は大切。また、基本法に位置付けていくという点も賛成。農業関係者から流出している可能性があるのであれば、そこに対して普及啓発をすべき。ただ、それを育成者権管理機関でやるのか、JAや普及員にやっていただくのかは検討する必要がある。
- ・ ノウハウの保護については、一事業者に与えられているものならいいが、GIのように地域で共有されてきたものの扱いについて、農業の特色として考慮する必要がある。
- ・ 知的財産について、観光など地域ならではのものを楽しんでもらう際に、RMOなどと連携した地理的表示保護制度の活用もあり得るのではないかな。
- ・ 一方、海外の育成者権の関係団体では、ネットオークションの監視なども行っている。このように監視する役割と、ボトムアップで知識を底上げしていく役割の両方が重要。
- ・ 日本の食品は高品質というイメージだが、一方で、オリンピックの際に、HACCPやGAPをクリアする必要があるという意識がなくて出せなかったところもある。こうした制度をクリアしないと海外に出せないといったことを含めて、普及啓発は重要。

(二村委員)

- ・ 備蓄の強化は必要だと思うが、それが目的化して過剰になることは避けるべき。情勢を踏まえた適切な備蓄量の調整、備蓄を無駄にしないような用途の確保や、備蓄の強化に要するコストについての国民への分かりやすい説明が必要。
- ・ 食品安全については、BSEの教訓から成立したリスクアナリシスの仕組みをきちんと運用していくことが肝要。
- ・ 加工食品の原料原産地表示について触れられなかったが、制度の導入時に各方面から消費者の誤認を招くのではといった懸念や国際整合性の観点からの懸念があった上で、現状のようになったと思うが、この点については改めて振り返るべき。
- ・ 知的財産は、農業を強くしていく点で非常に重要。今後は気候変動に対応した品種開発等も必要になると思う。(育成者権管理機関という)新しい仕組みには期待しているが、農研機構や県といったしっかりした組織から流出した理由をしっかりと確認しないと、この問題と新たな仕組みの整合が図れないのではないか。
- ・ 技術やノウハウも確かに知的財産だと思うが、合理化・効率化を図る、良い物を各地で生産していくことを考えると、横展開させたい面もあるのではないか。知的財産として、保護していくものと横展開していくものの区分けが必要ではないか。

(中家委員)

- ・ コメは食料安全保障の要とも言える象徴的な存在であるため、その備蓄量については慎重に検討する必要。また、民間在庫も含めた備蓄の在り方に関して、コメは棚上備蓄されており、通常主食用に流通しない形で運用されている点にも十分留意する必要。
- ・ 一方、輸入している麦や大豆、飼料作物は、国内増産に向けた政策を大きく打ち出している中で、国産の麦・大豆・飼料作物を優先的に活用することを前提に備蓄の在り方を検討する必要。
- ・ 国産農畜産物の安全性を消費者に見える形で担保することは非常に重要。消費者や事業者がその価値を適正に評価できることを前提に、国際基準との整合性を図っていくことも必要。ただし、国際的なルール作りの際には、アジアモンスーン地域における我が国農業の特性も、しっかり主張すべき。
- ・ 現行基本法には、知的財産についての記載が一切ないが、輸出拡大や所得向上のためには、品種開発・改良と同様に知的財産の保護・活用が非常に重要であり、基本法に明記する必要がある。

(杉中総括審議官)

- ・ 合瀬委員から御質問の諸外国が国家備蓄を縮小傾向した要因について、イギリスは冷戦の終結、中国は財政的な事情と聞いているが、詳細はよく調べたいと思う。
- ・ 二村委員から御質問の食品表示については、昨年12月に改訂した輸出拡大実行戦略の中で、消費者庁が検討して見直しの方針を出したもの。国際基準とずれる制度は、日本国内だけを想定する供給体制の場合は問題にならなくても、輸出する場合には違う表示に対応し直さなければならず、できるだけ国際基準の考え方に沿った対応の方が有利になると考えている。
- ・ 香坂委員から御指摘のノウハウの取扱いについて、農業の営業秘密は特定の企業で管理しているのではなく、農協や生産部会など一定のグループで管理されている。

「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」に沿って、グループ内でしっかり管理をすることで、きちんと知的財産として保護される。こうしたやり方を現場に周知していくことが必要。また、フランスでは、GIを活用したまちおこしの例があり、観光などへの知財の活用についても考えていきたい。

- ・ 二村委員から御質問のあった、農研機構や都道府県などからの種苗の流出が多い理由については、1つは、シャインマスカットの事案が起こるまでは、研究関係者の間にも、知的財産の知識がなかったことが考えられる。もう1つは、税金で開発しているので、それを秘匿することが難しいという側面もある。現在、農研機構を中心に、民間も含めて国内で一元的に品種管理を行う育成者権管理機関を作り、知的財産を守るとともにライセンス等も有効活用していく方向性で検討されているところ。

(森消費・安全局長)

- ・ 合瀬委員、二村委員から御指摘の、食品表示については、一元的な担当である消費者庁において検討を進めていくと認識しているが、基本法の16条に、消費者の合理的な選択に資するため食品表示の適正化等を図っていくことと定められており、これまでこの考え方に従って様々な表示制度の拡充を図っているところ。加工食品の原料原産地表示については、資料16ページのとおり、加工食品2品目から義務化が始まり、以降順次対象品目を追加し、2022年には全加工食品に拡大されたところ。その際様々な議論があったが、基本的には消費者の合理的な選択に資するための検討を行い、拡充を行っている。輸出拡大実行戦略においても、輸出促進と消費者の合理的な選択の双方に資する観点から、国際表示基準との整合性も踏まえ、見直すとしており、これまでの議論を踏まえた検討がなされるものと考えている。
- ・ 二村委員から御指摘の、食品安全の確保については、BSEの際の調査委員会の報告等を受け、食品安全基本法やリスク分析の考え方を食品安全行政の基本として、政府全体で取り組んでいるところ。
- ・ 中家委員から御指摘の、国内基準と国際基準の関係については、害虫の種類や気候風土等が異なるため、各国で様々な基準値が存在する。それを一方的に適用するのではなく、各国で科学的根拠を持って基準を設定し運用するという考え方。Codex等国际機関の場で議論される中でも、しっかりとデータを取り、科学的な根拠を持って対応していく。

(小川農林水産審議官)

- ・ 国際基準との整合性がキーワードになっているが、国際基準で何が決まってい、何が決まっていないのかを認識する必要がある。まず、資料では、食品安全・食品表示とあるが、それぞれの国際基準は全く異なる。食品安全はリスク分析である一方、食品表示は消費者の選択の問題であり、アレルギー表示を除くと食品安全の問題ではない。例えば、どんな添加物を使っているのかはリスク分析で決まる。使っているものをどのように表示するかはCodex規格が定まっているが、これは、食品安全の問題ではない。
- ・ 二村委員から御指摘の、原料原産地表示については、Codex規格で定まっていはいない。したがって、定まっていなかったことの意味が問題となるが、原料原産地表示は

数年間にわたりCodexで議論した結果として、統一のルールは定めないという結論に至った。したがって、その扱いについては各国に委ねられている状況。

(川合農林水産技術会議事務局長)

- ・ 二村委員から御指摘の、農研機構等の品種の流出事例について、海外での権利化には、国内で品種登録してから6年以内に海外で出願する必要があったが、それをしていなかった。当時の農研機構は、そもそも海外への輸出は念頭においていなかったが、その後、農研機構に知財部門を作り、有望な品種について海外で権利化する方針を取ることにし、現在、44品種ほど海外で出願している。こういう努力をしていく必要があると認識。

(水野輸出・国際局長)

- ・ 香坂委員から御指摘の知財を管理する主体は誰かとの御質問については、JAや普及員が個別農家への指導活動の中で、知的財産の扱いについてもしっかりと指導していく必要があると考えている。これまでは技術の普及に主眼を置いてきており、国としても知的財産権の保護のためにどう対応すべきかを示してこなかったため、今後はしっかりと示していきたい。また、育成者権管理機関については、海外の農業者や事業者がライセンスを取得した場合に、その人が海外での流出や不正を監視する機能を持つことも期待できる。そうした意味でも育成者権管理機関を積極的に活用していきたい。
- ・ ノウハウの取扱いに関する御質問については、昨年3月に策定した「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」において、何が技術・ノウハウに該当するかの線引きをし、そのうえで管理方法について個人レベルでなく農協の生産部会などのグループで考えるよう指導しているところ。ガイドラインを活用しながら組織の中でも守る体制を構築していったほしい。
- ・ GIについては、ネットで販売されているものにGI違反がないかを農水省でも監視している。実際に不正事例もあり、その場合は事業者へ削除を依頼している。外国の場合はGIを登録している外国政府に取締りを依頼し摘発してもらっており、引き続き進めていきたい。
- ・ 二村委員からの技術・ノウハウは横展開の意識が強い中でのオープン・クローズの線引きが必要との御指摘はまさにその通り。オープン・クローズ戦略を農業者に浸透させ、知的財産管理をうまく進めていきたい。

(平形農産局長)

- ・ 二村委員、中家委員から御指摘の備蓄については、適正備蓄水準を100万トンと設定した2001年以降、需要量が減少しており、財政負担との関係も国民に説明できなければならない。コメの棚上備蓄は市場に戻ってこないが、民間でも在庫が多い時があり、これをどう評価していくかということも考えていかなければならない。小麦は、輸入品のみ備蓄の制度があるが、今後、麦・大豆の国産化を進める上では、豊凶変動に対応できる調整保管のようなことも必須ではないかと考えており、御議論をお願いしたい。

- ・ 香坂委員から御指摘の、東京オリンピック時のGAP、HACCPへの対応については、この時にかなり対応が進んだところで、これもひとつのレガシーといえるのではないかと考えている。

(柚木委員)

- ・ 事務局資料の「総合的な備蓄の考え方」に「国内の生産余力」という表現があるが、どのようなものを想定しているのか。いつでも必要な作物が作れるような農地の状態を確保していくといった農地利用の観点も含めて考えていく必要。また、災害等の観点から家庭内備蓄も含めて検討を進めるべき。
- ・ 知的財産は重要であり、基本法に位置付けることも必要と考えるが、農業技術やノウハウは横展開する中で相互に技術の向上が図られてきた面もある。何でもクローズにするのではなく、皆で活用しながら内容を高めていくことも考える必要。
- ・ 農業に関わる人を増やしていく観点で、半農半Xといった取組も打ち出されているが、その一方で技術的な営業秘密の取扱いを知らずに法律に違反することが多発するのは好ましくないので、これらの考え方を整理し、議論を深めていくべき。

(寺川委員)

- ・ コメの備蓄については、過去の使用実績や将来予測も踏まえて備蓄数量を検討すべき。余剰なコメは積極的に輸出を促進すべきと考える。
- ・ 小麦については、備蓄場所が国内でも海外でも、結局コストがかかる。国内だと高温多湿で虫や品質劣化の問題がある。海外でも、安価に輸入できるか分からない。また、海外の農家についても、日本向けのメリットを示せなければ栽培してくれないし、契約できても、ブラジルでは契約不履行が多発しており、実態として確保できるとは限らない。
- ・ 同盟国に近いアメリカ、カナダ、オーストラリアといった国々と枠組みを決め、その中で民間備蓄をしていかなければ、海外での備蓄はうまくいかないのではないかと。
- ・ 肥料は2～5月に使用される春肥が大半であり、その後の閑散期の備蓄をどうするか。肥料価格には大きなボラティリティがある中で、そのリスクを誰が負担するか検討しなければ、実際に備蓄する者はなかなか決断できない。いずれにせよコストがかかるということについて、国民を含めた理解が得られなければ難しい。
- ・ 食品安全に関しては国際基準に準拠していく方針に賛成。特に輸出においては、このままでは不利な戦いになるのは間違いない。また、国内でも健康ニーズを満たす上で、食品の内容に関する詳細な表示は必要。安全性とは別かもしれないが、今後ゲノム編集や細胞農業等の新しいものについて、どう対応するか考えるのも大切。畜産については、衛生管理に限らず予防していく体制も重要。
- ・ 知的財産については、起業家精神がやはり足りていないのではないかと。儲けを考えるのならば、海外で商品登録くらいするのが当たり前。大きな規模で企業化すれば、知的財産や生産技術などのデータを一元的に管理できることから、そのような農業を目指していく方向性があるといいのではないかと。

(三輪委員)

- ・ 国産についてはHACCPに沿った衛生管理が義務化され、従来より手間がかかっているのに対し、輸入品に関する制度は相対的に緩くなっているのではないかと。他方、我が国から輸出する際には、EUを中心として、かなり厳密な衛生管理が求められている。こうした状況は一方通行的で不公平感がある。高い水準を要求することで輸入の安定性が損なわれることは当然避けなければならないが、国産が不利になるような高コストや不公平感のある制度は、日本の農業者や食品企業が不利にならないよう公平性が担保される形に見直す必要。基本法においても、国民の健康の観点や産業競争力の視点をしっかりと盛り込むべき。
- ・ シャインマスカットの流出については、中長期的ビジョンやそれを踏まえた必要な対策が欠落していた結果。その後の普及啓発により、生産者・種苗会社・研究所による徹底した管理が進んできたが、そうした状況下においても悪意のある者が無断で持ち出す事例もあると聞く。海外で育成者権を登録しても、品種名を変えられている場合など、見つけにくいのが現状。海外流出を早期に発見するために、モニタリングの機能を強化すべきではないか。そうした対策について、諸外国での事例があれば教えてほしい。

(山浦委員)

- ・ 備蓄については、海外の生産農地等を複数持つことによるリスクヘッジもあるかと思うが、前例や他国の例があれば御教示いただきたい。また、備蓄が有事時や不作時に実際にどのように使用されているのか、改めて御教示いただきたい。
- ・ 食品安全・食品表示については、生産者はもとより、消費者の意識を上げること、選ばれるようなやり方をとっていただきたい。ただ生産者側への締め付けが厳しくなるだけであれば、ハードルが高くなるだけになってしまう。
- ・ 知的財産については、オープンにするという考え方もあるのではないかと。管理方法は議論の必要があるかと思うが、しっかりライセンス発行をし、生産に対してロイヤリティが発生することを基礎として、日本の品種改良技術の高さ自体をブランディングしていくこともひとつの手段。ただ守るだけでなく、オープンにすることで、日本の技術を武器として攻めていくことも可能ではないか。

(吉高委員)

- ・ 備蓄について、有事等や不測時だけでなく、少子高齢化という長期的視点から考えると、現在、ESGを踏まえ、多くの食品工業が健康食品へシフトするなど、食のスタイルや需要が変わってきており、将来の姿からバックキャストして食料の総合備蓄を考えるべきではないか。肥料の備蓄については、世界的にはリンと窒素の使用が限界にきているということもあり、肥料の在り方も国際的に変わってきている。また、サプライチェーン危機の観点から、海外に頼らない政策を考えるべき。
- ・ リスク管理について、国際的に標準の変化のスピードが速いので、産業をグローバルに展開するのであれば、国際的な標準に合わせていくべき。ただ、アジアの特徴もあると思うので、その点はインプットしていただきたい。日本特有の当たり前が見過ごされているところが少しあるように思われるので、優先課題を洗い出して解決していただきたい。

- ・ 育成者権管理機関には期待しているが、啓発にあたっては、リスクだけを強調すると取組へのハードルが高くなるので、知的財産を守ったので表彰する等といったインセンティブも作るべき。
- ・ 食料安全保障強化政策大綱について、「Ⅰ 食料安全保障強化のための重点対策」で、肥料、海外の依存からの脱却、適正価格、食品ロスやフードバンクへの支援などが書かれているが、みどりの食料システム戦略と同じ内容か。欧州のFarm to Fork戦略ではⅠの要素も含めているが、「Ⅱ 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策」の「3 農林水産業のグリーン化」だけに「みどりの食料システム戦略の実現に向けて」と書かれている理由があれば教えて欲しい。

（杉中総括審議官）

- ・ 吉高委員から御質問のあった食料安全保障強化政策大綱の内容については、今年度の第二次補正予算で措置したものを継続するという観点から取りまとめたものであり、中には、みどりの食料システム戦略と重複するところもある。大綱の中にも記載しているが、今基本法の方角性の議論をしていただいている中で、その中で大綱も総合的な形での見直しを行っていかねばと考えている。
- ・ 柚木委員から御指摘のあった備蓄については、今後、効率的な備蓄をやっていく方策を検討していく中で、国内生産の在り方や家庭内備蓄についても想定していきたい。
- ・ 寺川委員御指摘の知的財産については、最大限利益につなげるという意識がないといけな。今の日本は、しっかりしたオープン戦略に基づくというのではなく、単純にダダ漏れというのに近い状況。自分が持っている知的財産を活用して利益を得ていくという考えが重要。

（平形農産局長）

- ・ 吉高委員からの御質問について、窒素はともかく、リンとカリについては国際的な偏在が大きく、これらはその原料がないと製造できない状態。このため、モロッコやカナダという友好国に対して、外交努力による関係構築を進めている。また、国内にある堆肥や下水のコンポスト等も使うようにしているが、それらを全部効率的に使ったとしても、海外からの肥料原料がないと農業生産が続かないため、国内と海外の両方で対応を進めていくこととしている。

（杉中総括審議官）

- ・ 三輪委員から御指摘の流出の監視や摘発については、種苗の流通業者をしっかりと監視することとしている。国内からの持ち出しについても、商流が出来上がっていると考えられるため、そこを監視し、行政的に対処することが重要と考える。
- ・ 流出は長期的には止められないため、日本のものだと定着するまではしっかり守り、段階的に海外に対してオープンにするといった考え方も重要。

（平形農産局長）

- ・ コメの備蓄について、国内のコメを毎年20万トン買い上げて棚上備蓄にして、5年間で約100万トンを備蓄している。その後、主食用米に影響を与えないように、飼料用等として売っている。一方、ODAの一環として、海外に食料援助という形でも出

しており、食糧援助約10万トンのうちの概ね半分が備蓄米。ただ、海外から要請が無いにも関わらず援助するというわけにはいけないので、余れば海外に輸出できるということではない。

- ・ 有事の時にどうするかについては、東日本大震災や熊本地震等の有事の際には、備蓄を数万トン、あるいは精米にしたものを何百トンという形で供給した。
- ・ 肥料について、春肥だけではなくて秋肥があり、その割合が6対4から7対3ぐらいだと思うが、海外から輸入する肥料原料の中で特にリンとカリについては、一定程度保管しておかないと、次の期に製造すること自体ができなくなるため、今、備蓄について制度を導入し始めているところだが、各社に任意で選択していただくことが基本と考えている。

(高槻委員)

- ・ 資料20ページ目に、中国産、韓国産を「発見」とあったが、これはシンガポールやマレーシア等の高級スーパーマーケットでは常態化していると認識された方がいい。ただ、品質差も認識されており、日本産が一番高い値段がつけられている。一方、海外で権利化したものを守るには、警告・差止等の実行が重要。こうしたものが販売されているところを見つけるのは簡単だが、中国や韓国のどこで作られたものなのかまで特定するのは極めて難しく、実際の権利維持は困難。資料にあるような専門機関がやらないと、生産者自らが守れというのは難しいと思う。

(茂原委員)

- ・ 備蓄は食料安全保障の要であり、昨今の国際情勢下において一層重要な課題。穀物等の備蓄水準については、現状や今後の見通しを示した上で検討していく必要。肥料も心配であり、価格高騰が続く中、単なる財政支援だけではもたない。これまでの部会で紹介のあった化学肥料から有機肥料への切り替えについては、コスト等を考えると現実的には非常に難しく、しっかりした計画が必要。
- ・ 部会の議論の最終的なとりまとめでは、食料生産を支える穀物や肥料の備蓄の在り方について、生産者や消費者の意識や行動の改革につながるメッセージを示す必要。
- ・ 食品安全については、輸出促進する上で、科学的な知見に基づく統一的な国際基準の設定に収斂していくのが望ましいが、リスク評価などに多少の考え方の違いは残るのではないか。必要な見直しは当然進めるべきだが、当面輸出が見込めない中山間地域等の実態に即した対応も必要。

(清原委員)

- ・ 備蓄については、今回は穀物が中心であったが、穀物以外の食料品の備蓄も考える必要があると感じた。コロナ禍の初期や大震災直後に、特定の食品が足りないと消費者がパニック的行動をとった。我が国の地理を考えれば、同じ国土の上に食料品があるということが、消費者のいざというときの行動に影響を与えると考える。ある程度の食料品の備蓄について、何らかの法的な位置付けをした上で、最も効率的な方法を考える必要があるのではないか。
- ・ 知的財産については、資料23ページにあるような、強力な育成者権管理機関を早急に構築すべき。また、国費を投じて開発したものが今ここのまで流出していること

について、まずは国が責任を持って収束させるべき。輸出戦略が事業者や地方自治体の競争となり、自治体任せになっている側面もあるのではないか。人的な資源などを考えると、事業者や地方自治体に任せていたのではコントロールできない。まず事業者が活動できる土台を作る意味で、国が責任を持って管理する仕組みを構築すべき。

(大橋委員)

- ・ 備蓄について、現在の法律にあるように、食料の安定供給のために、備蓄を輸入と組み合わせて適切に行うという考え方は正しいと思うが、前提としてあるのは、国内農業生産の増大を図ること。この目的を基本とすることが非常に重要。例えば、価格形成や経営安定といった政策目的を混ぜることには注意すべき。経済学では、一つの政策ツールで複数の政策目的を達成しようとする、両方とも達成できないという話がある。食料の安定供給は重要な政策目標であるので、その政策目標に対応する政策ツールとして備蓄を位置づけ、その前提として、国内農業生産の増大を図ることが重要。
- ・ そのためには、ある程度の農地のバッファが必要。食料生産に合わせ、エネルギーの生産についても農地を使っていくという考え方をしっかり位置づけるべきではないか。食料生産のバッファとして、エネルギー生産で農地を活用していく。そして担い手にさらに厚みを持たせておくという考え方は重要ではないか。
- ・ 知的財産について、我が国が本来クレーム（権利主張）すべき権利が流出し、それをもとに新たな品種改良が我が国を絡まずに進められていることは相当深刻に考えるべき。ただこうしたことは、基本法に規定されていないから起こっているかと言われるとそうではないと思うので、それを理由にすべきではない。
- ・ ライセンスの一元管理を機関を通じて行うという考え方は、著作権等の他業界でも行われており、権利者が不特定多数に及ぶ場合は効率的だと思う。ただ、他の委員の話を伺うと、申請しない人がいるのではないかという懸念もあり、そうした者に対してどのような法的措置がとれるのかを考える必要。公的機関がライセンスに関わっている場合であれば、不正競争防止法を適用することは可能だが、刑事罰も含めしっかりした対応を、農業の中にも持ってくることは重要。この際、専属の人を用意するぐらいの勢いで、日本の農業者が本来利益を得るべき権利を守っていただきたい。

(齋藤委員)

- ・ 備蓄について、コメは価格維持を図る力になっていると思う。一方、小麦については、国家貿易で国が仕入れて製粉業界に販売し、その際にマークアップを徴収し、さらに備蓄の保管経費を国が出すというように、複雑にやっているが、そもそも、国家貿易は必要なのか、例えばライセンスを付与して、流通量の何か月分は滞留するように、というやり方でいいのではないか。
- ・ 3年前から小麦の生産を始めてようやくまともに収穫できるようになってきた。現在、農家は足りない穀物を作ろうと動き出している。その中で小麦のお客様が、国が安定的に数量を獲得しているのであれば国産を買う必要がないのではないか、というおそれもある。現場では生産余力はあると思うので、国産小麦の生産振興を政策として推進していただきたい。

- ・ 先日、中国産のシャインマスカットをいただいたが、日本産と変わらないくらいおいしくなっていた。値段は3分の1くらいであり、栽培技術の流出があったのではないかと大変危惧している。

（上岡委員）

- ・ 備蓄は財政負担が課題とのことだが、特にコメや小麦については、過去の有事における取り崩しの動向や、通常の流通の中で賄える数量を踏まえつつ、有事に対応できる適切な量を検討する必要。また、備蓄の目的としての「有事」の範囲の整理や、備蓄の形態、各自治体での備蓄の状況、食品ロスに配慮した方法などを考慮し、財政負担との兼ね合いを見つつ、総合的に検討いただきたい。
- ・ 食品表示については、農業所得の向上の観点からも、輸出を戦略的に進めていく必要がある中で、国際基準との整合性の観点からの見直しにより、輸出の阻害要因の1つを取り除くことは重要だが、一方で、国内の生産・製造に不利にならないような対応とする必要。また、関係事業者への周知、理解の強化も不可欠。

（杉中総括審議官）

- ・ 備蓄の話が多かったが、今回は、総合的な備蓄をするということで、今後様々な検討を行ってはどうかという方向性を提案させていただいた。清原委員から御指摘があったように、対象や方法に関して今後議論してまいりたい。
- ・ 知的財産については、大橋委員御指摘のとおり、まさに基本法があるからという話ではない。農業分野では、官による推進も含め、いかに知的財産の意義を持つ者を育てていくかが重要と認識。既に取組を開始しているが、農林水産業や食品産業は知識産業だという考えのもと、意識を改めてまいりたい。

（平形農産局長）

- ・ 備蓄については、コメと小麦で考え方が全く違う。コメは国内で自給ができるものであり、需給の安定や価格支持のために備蓄を行っているわけではなく、安定供給のために備蓄を行っている。一方で、小麦は8割以上を海外から輸入しなければいけない状態。そのため、輸入小麦については、海外でのストライキ等によって、輸送が滞る可能性があるので、2.3ヶ月分を備蓄している。
- ・ 有事の定義については、港湾ストライキ等もあるが、例えば、ウクライナの紛争の場合では、元々日本向けに輸出をしているオーストラリアやアメリカに対して色々な国から供給のオファーが来る中で、安定的に調達するというのは、実際のオペレーションの中では難しいと感じているところ。これを民間に全て任せるのが良いのかどうかという問題もある。
- ・ 価格が非常に上下するものについて、決めた価格をもとに半年間で売り渡すという価格の平準化を、輸入小麦については国家貿易があるからこそできている。このように、国内での供給のほとんどを輸入に頼る小麦について国家貿易を行う意味は非常に強いと思っている。一方で、国内生産をこれから伸ばしていく中で、国産小麦の備蓄あるいは調整保管についての制度がないことについてどう考えるかという問題はあると考えている。

(村井経営局長)

- ・ 大橋委員御指摘の農地のエネルギー作物の活用については、いずれにしても、農地の有効活用の観点で、何を作っていくかを考える上では、収益性など経営にプラスになることが必要になる。その中で、エネルギー作物についても、しっかり需要を捉えて経営にプラスになるようにしていくことが重要であり、農地の活用という観点と併せて経営全体を見ていくというように、総合的に政策を講じていく必要がある。

(堀切委員) ※欠席のため書面にて意見提出

- ・ 食品産業界にとって、食品の安全性の確保は極めて重要な論点。食品添加物等に関する規格・基準や、食品表示制度に関して、国際規格・基準(Codex)との整合性の観点からの見直しについては、消費者、あるいは食品事業者にとってより良い、合理的な制度はどうあるべきかという実質的な議論を期待する。
- ・ とりまとめに向けた今後の検討では、①思い通り輸入できない、場合によっては買い負けしてしまう事態が恒常化しつつある世界の食料需給の構造的な変化を踏まえて、輸入の安定を図っていくことの重要性を位置付けること、②国産農産物の供給については、品質や食味だけでなく、食品産業の立場からは加工特性や機能性が良いもののといった、マーケットインの視点を重視すること、③企業にとって目配りを求められる社会課題の領域が広がる中それらに対応し、また、過度な安値重視から脱却してより良い商品を提供し再生産していくという、フードシステムを持続可能にするという視点を重視すること、の3点を重視いただきたい。

(中嶋部会長)

- ・ 国家備蓄を諸外国が減らしている背景に、冷戦が終わったこと等の国際情勢を踏まえた判断があったのではないかと説明があったが、今改めて国際情勢における新たな懸念が出てきている。現行基本法の制定やその前の新政策から続いてきた国際情勢のなかで一度立ち止まって考える上で、備蓄は重要な要素であり、現在の国内状況や輸入等を踏まえて、備蓄運営を再構築、再設計する必要があるのかなど、考えさせられる点が多かった。
- ・ 食品安全・食品表示と知的財産については、現行基本法を立ち上げたときにはあまり意識してなかった部分ではないか。国内を振興させる新たな手法として始まった輸出を進めていく中で非常に重要な事項であり、今回議論できたことは意義深かった。

<基本法検証部会の今後の進め方について>

(合瀬委員)

- ・ 基本法は理念や政策の方向性を定めているものであるが、これまでの部会の中で提起されてきた、今の時代や情勢に対応していないといった問題については、個別法に関わる内容が多いように思う。また、備蓄や食品安全・食品表示については現行基本法でもしっかりと盛り込まれており、今後の方向性を考えるうえでも大きくは逸脱していないように思うが、このテーマを提示されているということは、この部会で最終的には、個別法の見直しまで踏み込むのか。それとも、個別法が現状と合っていないことを踏まえて基本法そのものののみを見直すのか、考え方を確認したい。

(杉中総括審議官)

- ・ 今後どういう形にしていくかということも検証部会で御議論いただきたいと考えているが、現時点でのイメージとしては、現行基本法が想定した事態と、その後の情勢変化を踏まえて、基本理念や施策の方向性についてアウトプットすることを想定している。
- ・ 現行の規定で一定程度読み込めるようなものであっても、施策の在り方を基本法制定時から変えていくべきものもあると考える。必要なものは法律に書き込んでいくべきと考えており、これらの点も含めて御議論していただきたい。

以 上